



京都市市民憲章推進協議会

世代や地域を超えて交じり合い、
みんなの力で新しい京都を切り拓きます！

市民委員を募集します

「京都市市民憲章」は、昭和31年、京都のまちを美しく豊かにするために、全国初の市民憲章として、市民の皆様の手により制定後、60年を超えて受け継がれてきました。

同憲章を日々の暮らしに生かし、より具体的な行動につなげていただくため、毎年、「京都市市民憲章推進協議会」を開催し、「推進テーマ」と「実践目標」を定めるとともに、具体的な行動例について審議いただいています。

この度、令和7年4月1日の委員改選に当たり、市民の皆様からの幅広い御意見、御提案を今後の市民憲章の推進に反映させるため、市民委員を募集します。

市民憲章の取組の輪を広げる議論に参画していただける方、是非御応募ください！

▼ 募集する委員の人数

2人

▼ 応募期間

令和7年1月27日（月）～2月26日（水）【必着】

▼ 応募先

メール koho-hodo@city.kyoto.lg.jp

▼ 問合せ先

京都市総合企画局市長公室広報担当
TEL 075-222-3094

▼ ホームページ（応募用紙はこちらからダウンロードできます。）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000179077.html>



* 詳細については、次頁を御覧ください。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収へ！

発行：令和7年1月 京都市総合企画局市長公室広報担当

京都市印刷物 第064876号

1 目的 及び 活動内容

京都市市民憲章推進協議会は、京都市市民憲章を推進するための「推進テーマ」、「実践目標」及び「行動例」について、毎年、審議を行っている京都市の附属機関です。委員は、公募委員以外に、学識経験者、市民憲章を推進する団体の代表等で構成しています。

また、本協議会は、原則、年1回、京都市役所庁舎内において開催されます。（令和7年度は、4月又は5月に開催予定です。）

2 委員数及び任期

(2) 公募する委員数：2名

(2)任期：2年（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）

3 応募資格（応募日現在、次の条件をすべて満たしている方）

(1) 京都市内にお住まいの方（市内に住民登録をしている方）

(2) 年齢18歳以上の方

(3) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方

(4) 平日の日中に開催される会議に出席できる方

(5) 日本語が理解できる方（国籍は問いません）

(6) 任期中、本市の他の2つ以上の附属機関等に公募委員として在籍していない方

4 応募方法

応募用紙に必要事項を御記入のうえ、メールで御応募ください。

※御応募いただく際は、送付先に間違いのないよう御注意ください。

※応募書類は返却しませんので、予め御了承ください。

※応募様式はホームページからダウンロードしてください。

5 受付期間

令和7年1月27日（月）～ 2月26日（水）【必着】

6 選 考

応募書類をもとに選考します。（必要に応じ、面接を行う場合があります。）

選考結果は、3月上旬までに応募者全員にメールで通知します。

7 そ の 他

会議に御出席いただいた場合は、委員報酬をお支払いします。

京 都 市 市 民 憲 章

わたくしたち京都市民は、国際文化観光都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものであります。

1 わたくしたち京都市民は、美しいまちをきずきましょう。

1 わたくしたち京都市民は、清潔な環境をつくりましょう。

1 わたくしたち京都市民は、良い風習をそだてましょう。

1 わたくしたち京都市民は、文化財の愛護につとめましょう。

1 わたくしたち京都市民は、旅行者をあたたくむかえましょう。

（昭和31年5月3日制定）